

( 書 式 6 - 8 )

遺贈義務者の受遺者に対する遺贈の承認  
又は放棄の意思表示催告通知書

催告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日に亡くなられた遺言者亡〇〇〇〇は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付自筆証書遺言により、貴殿に対して、下記不動産を遺贈いたしました。

ところで、私は上記遺贈における遺贈義務者であります。貴殿が上記遺贈を承認するか放棄するかにつき、本書をもってお尋ねいたします。本書到達後〇〇日以内に書面にてご回答ください。

貴殿が上記期限を徒過される場合は、民法第987条後段の規定により上記遺贈を承認したものとみなされますので、念のため申し添えます。

記

所在 〇〇県 〇〇市 〇〇町

地番 〇番 〇

地目 宅地

地積 〇〇．〇〇平方メートル

平成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 番 ○ 号  
○ ○ ○ ○

○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 番 ○ 号  
○ ○ ○ ○ 殿



## 解 説

(遺贈義務者の受遺者に対する遺贈の承認又は放棄の意思表示催告通知書)

遺贈義務者（遺贈の履行をする義務を負う者をいう）その他の利害関係人は受遺者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に遺贈の承認又は放棄をすべき旨の催告をすることができる。この場合において、受遺者がその期間内に遺贈義務者に対してその意思を表示しないときは、遺贈を承認したものとみなされる。これは、遺贈対象財産が負担付である場合等に実益がある。

